

令和6年度埼玉県学校総合体育大会

兼全国高等学校総合体育大会ソフトテニス競技県予選会

実施要項

- 1 主催 埼玉県教育委員会 埼玉県学校体育協会
- 2 後援 (公財) 埼玉県スポーツ協会
- 3 主管 埼玉県高等学校体育連盟ソフトテニス専門部
- 4 日時・会場 **【個人戦の部】**
男子：令和6年6月 8日(土) 狭山智光山公園
予備日 10日(月) 同会場
女子：令和6年6月 8日(土) 熊谷さくら運動公園
予備日 10日(月) 同会場

【団体戦の部】
男子：令和6年6月12日(水) 熊谷さくら運動公園
予備日 14日(金) 同会場
女子：令和6年6月11日(火) 狭山智光山公園
予備日 12日(水) 同会場
- 5 種目 **【個人戦の部】** 男子・女子 **【団体戦の部】** 男子・女子
- 6 競技方法 **【個人戦の部】** 7ゲームマッチによるトーナメント戦
【団体戦の部】 3ペア編成の点取り方式によるトーナメント戦
- 7 競技規則 (公財) 日本ソフトテニス連盟「ソフトテニスハンドブック」に準拠する。
- 8 引率・監督 (1) 出場チームの選手は必ず引率責任者によって引率される。引率責任者は選手のすべての行動に対し、責任を負うものとする。
(2) 引率責任者は、校長の認める当該校の職員(公立学校の場合は教員)とする。また、校長から引率を委嘱された「部活動指導員」(学校教育法施行規則78条の2に示された者)も可とする。但し、「部活動指導員」に引率を委嘱する校長は、県高体連会長に事前に届け出ること。
(3) 監督・コーチ等は校長が認める指導者とし、それが外部指導者の場合は傷害・賠償責任保険(スポーツ安全保険等)に必ず加入することを条件とする。
- 9 参加資格 (1) 選手は、埼玉県高等学校体育連盟に加盟している学校の生徒で日本ソフトテニス連盟の会員登録が済んでいる者とする。休学中、留学中の生徒は除く。
(2) 年齢は平成17年4月2日以降に生まれた者とする。ただし、同一学年での出場は1回限りとする。
(3) 転校後6ヶ月(外国人留学生もこれに準ずる)以降の者。但し、一家転住等やむを得ない場合は県高体連会長の許可があればこの限りではない。
(4) 出場する選手は、あらかじめ健康診断(未実施の場合は保健調査票等による健康状態の確認)を受け、在学する学校長の承認を必要とする。
(5) 参加資格の特例
ア 上記(1)に定める生徒以外で、当該競技実施要項により大会参加資格を満たすと判断された生徒について、別途に定める規程に従い大会参加を認める。
イ 上記(2)の但し書きについては、学年の区分を設けない課程に在籍する生徒の出場は、同一競技3回限りとする。

[大会参加資格の別途に定める規程]

- 1 学校教育法第72条、115条、124条及び134条の学校に在籍し、埼玉県高等学校体育連盟会長に参加を認められた生徒であること。
- 2 以下の条件を具備すること。
 - (1) 大会参加を認める条件
 - ア 埼玉県高等学校体育連盟の目的を理解し、それを尊重すること。
 - イ 参加を希望する特別支援学校・高等専門学校・専修学校及び各種学校にあつては、学齢・修学年限ともに高等学校と一致していること。また、広域通信制連携校の生徒による混成は認めない。
 - ウ 各学校にあつては、部活動が教育活動の一環として、日常継続的に責任ある顧問教員の指導のもと適切に行われており、活動時間等が高等学校に比べて著しく均衡を失することなく、運営が適切であること。
 - (2) 大会参加に際し守るべき条件
 - ア 埼玉県高等学校体育大会開催基準要項及び埼玉県高等学校体育連盟対外試合規程を遵守し、競技種目別大会申し合わせ事項等に従うとともに、大会の円滑な運営に協力すること。
 - イ 大会参加に際しては、万一の事故の発生に備えて傷害・賠償保険に加入しておくなど、万全の事故対策を講じておくこと。
 - ウ 大会開催に要する経費については、応分の負担をすること。

- | | |
|-----------|---|
| 10 参加制限 | 【個人戦の部】 令和6年度関東大会県予選会上位64のペア、及び各学校1ペア。
【団体戦の部】 令和6年度関東高等学校体育大会県予選会上位32校。 |
| 11 申込方法 | 【個人戦の部】 各支部のプログラム編成委員へ5月29日(水)までに申し込むこと。
【団体戦の部】 団体戦当日申込書を受付へ提出する。ただし、出場資格がありながら大会に参加しない場合は、事前に委員長まで申し出る。 |
| 12 表彰 | 個人戦・団体戦男女とも1位には優勝杯・賞状・メダルを、2位には賞状・メダルを、3位には賞状を授与する。また、個人戦は上位8ペア、団体戦は上位1校を全国高等学校総合体育大会に推薦する。 |
| 13 参加上の注意 | (1) 競技中の疾病、傷害などの応急措置は主催者側で行うが、その後の責任は負わない。なお、参加者は健康保険証を持参すること。
(2) 参加校の選手は、必ず引率責任者によって引率されること。選手が所属する学校は参加選手のすべての行動に対して責任を負うものとする。 |